

入札説明書

公 告 日
令和2年8月5日

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」という。）第62条の規定により公告します。

本件入札に参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいたうえ、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」という。）により参加してください。

1 案件名及び売却物件

(1) 案件名

県有財産（旧尾鷲警察署泉職員住宅敷地）の売却

(2) 売却物件

【土地】 所在地：尾鷲市泉町 3052 番 66
区 分：土地
地 目：宅地（公簿・現況）
地 積：600.81 m²（公簿・実測）

※物件の詳細は別紙「物件調書」に記載のとおり

2 最低売却価格

金 2, 190, 000円

3 競争入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 次の①から⑦までのいずれにも該当する者でないこと。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する者

② 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

③ 自己、自社又は第三者の不正の利益等を図る目的、若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

④ 暴力団又は暴力団員に資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員

エ 三重県電子調達システム（物件等）の利用登録をしている者であること。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

<参考：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）>

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

<参考：無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（抄）>

（観察処分）

第五条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。

二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。

三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員（団体の意思決定に関与し得る者であつて、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。）であった者の全部又は一部が当該団体の役員であること。

四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。

五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること。

4 入札に関する事項

(1) 本件入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により参加することもできます。

書面による入札書の提出方法については、15(7)をご確認ください。

(2) 本件入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。調達システム未登録の者は、5(1)の申請書を提出するまでに下記「調達システム利用登録申請を担当する課・班」に調達システム利用登録申請（以下「利用登録申請」という。）を行い、登録確認を受けてください。

なお、本件入札を書面により参加する場合は利用登録申請に使用電子証明届（ICカード使用届）は不要とします。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより本件入札の5(1)の申請書を提出した後は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムに係る運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

5 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、電子入札システムより(1)の競争入札参加資格確認申請(2)と(3)の添付書類を含むを15(3)アの方法により行い、3(1)の競争入札参加資格があることの確認を受けてから入札書の提出を行ってください。

また、書面により入札に参加する者にあつては、(1)の競争入札参加資格確認申請書(紙入札用)((2)と(3)の添付書類を含む)を15(3)イの方法により「入札に関する事務を担当する課・班」(以下「入札事務担当所属」という。)に提出し、3(1)の競争入札参加資格があることの確認を受けた場合は、書面により入札に参加することができます。書面による入札書の提出方法については、15(7)をご確認ください。

なお、落札候補者にあつては、入札実施後に(4)から(5)の書類を15(6)の締切日時までに提出していただきます。また、提出した書類等について、説明等をお願いする場合があります。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書(15(3)参照)

- (2) 誓約書（別添様式）
- (3) <参加者が法人の場合>法人役員名簿（別添様式）
- (4) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可）
- (5) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者及び三重県内に住所がある個人にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可）

6 物件の現地確認について

入札参加者において必ず現地をご確認ください。「物件調書」は物件の概要を把握するための資料ですので、入札までに入札参加者自身において、現地及び利用に係る諸規制等について調査確認を行ってください。入札説明書及び物件調書の内容と現地に相違がある場合は、現地を優先するものとします。

なお、15(1)のとおり現地説明会を行います。（参加を希望される方は、15(1)において示す期日までに入札事務担当所属までご連絡ください。）

7 入札方法及び落札者の決定方法について

- (1) P7～8「入札に際しての注意事項」によるものとします。
- (2) 落札候補者について、3(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
- (3) 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。
- (4) 入札参加者及び入札金額については、落札決定後、入札情報サービスにて公開します。
- (5) 最低売却価格に満たない金額による入札をしたときは、その者の入札は無効となります。

8 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項の定めるところによります。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
なお、契約保証金については、契約代金に全額充当します。
- (3) 契約は、下記「契約に関する事務を担当する課・班」（以下「契約事務担当所属」という。）に記載する所属で行います。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

9 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約代金から契約保証金を除いた残額を、契約の際に県が発行する納入通知書（払込書）により契約締結日から25日以内にお支払いいただきます。なお、入札保証金については、契約保証金に全額充当します。

その他契約条項の定めるところによります。

10 所有権の移転等

- (1) 売買代金が完納されたときに所有権を移転し、物件を現況のまま引き渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、売買代金が完納されたことを確認後、三重県が管轄法務局に囑託しますが、事前に個人の方は住民票（発行から3ヶ月以内のもので、かつマイナンバーが記載されていないもの）、法人の方は登記事項証明書（発行から1ヶ月以内のもの）を提出いただきます。た

だし、法人の方にあつては会社法人番号等を三重県に通知することにより登記事項証明書の提出を省略することができます。

- (3) 所有権の移転登記に必要となる登録免許税は落札者の負担となります。
- (4) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- (5) 契約締結後、引渡しの日から2年以内に本物件の契約の内容に適合しない場合には、速やかに契約事務担当所属まで申し出てください。
- (6) 上記(5)の申し出を受け、県が民法第570条に規定する契約の内容に適合しないものと判断した場合は、県（原因者を含む。）と買受者において契約の内容に適合しないものの是正について協議を行います。

ただし、県は、申し出の内容が買受者の利用計画に支障を及ぼさない（契約の目的が達成できる）場合は、責任を負いません。

なお、県（原因者を含む。）と買受者との協議の結果、契約の内容に適合しないものを買受者において是正することとした場合には、是正に要すると認められる費用を県が支払うこととします。この際の費用の支払いについては、以下のとおりとなりますのでご留意願います。

- ① 費用の根拠となる挙証資料の提出が必要となります。挙証資料とは以下の資料をいいます。
 - ア. 契約の内容に適合しないものの是正範囲を特定するための資料（土地利用計画図、建物設計図等）
 - イ. 工事内容を確認する資料（工事見積書、工事請負契約書等）
 - ウ. その他県が指定する資料（例えば、工程写真、産業廃棄物管理票（マニフェスト）、作業日報等）
 - ② 費用の支払額は、県が必要と認める是正措置を実施することとした場合の額が基準となり、提出資料（挙証資料）に基づく請求額には至らない場合があります。費用算定の基準としては、県が公共事業等を行う際の積算資料、建設物価等により算定します。
 - ③ 費用の支払額は、売買代金が限度となり、当該売買代金を上回る費用の支払いには応じられません。
 - ④ 費用の支払いに当たっては、県の会計制度上、別途予算措置等の手続きが必要となり、時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (7) 是正等に要する費用が多額の場合には、売買契約の解除を含めて対応方法を協議させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

11 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、落札者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

13 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 落札者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 契約事務担当所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、落札者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

14 その他

- (1) 当該入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、15(2)にある締切日時までに行うものとします。（※回答に時間がかかる場合がありますので、お早めにお問い合わせいたします。）
- (2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、入札事務担当所属に説明を求め、十分ご承知おきください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (3) 本件入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、入札説明書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。
- (4) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (5) 契約の相手方となった場合には、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。
- (6) その他必要な事項は、規則及び三重県物件等電子調達システム運用基準等に規定するところによります。
- (7) 入札参加者が1者になった場合は入札を中止又は延期する場合があります。

15 期間の設定（時間は、24時間表示となっています。）

(1) 現地説明会

次のとおり現地説明会を行います。（雨天決行）

令和2年8月13日（木）10時から16時までの間で実施予定

※ 所要時間は各回につき60分程度を予定しています。

※ 各回に定員を設けています。参加希望の方は、令和2年8月12日（水）17時

までに入札事務担当所属までご連絡ください。（希望者がいない場合は開催いたしません。）

(2) 質疑等の提出締切日時

令和2年8月14日（金）15時まで

《結果回答》

令和2年8月17日（月）17時までに行います。

※ 電子入札システム質疑応答機能から質疑等を行い、回答を確認してください。

ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに、入札事務担当所属に書面（FAX可）で質疑申請を行ってください。すべての質疑への回答は「入札情報サービスシステム」の「入札予定（公告）詳細情報」で行ないます。

※ 質疑申請提出の有無に関わらず、入札書提出前には必ず質疑申請の回答状況を確認してください。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等提出の締切日時（システム上での表示名は、「参加資格受付期限」となっています。）

令和2年8月19日（水）15時まで

《結果通知日》

令和2年9月2日（水）17時までに行います。

【提出方法】

ア 調達システムにより参加する場合

電子入札システムの「資格確認」の「確認申請提出」により行います。

入札情報サービスシステムに添付の「競争入札参加資格確認申請書」に必要事項を記載し、提出締切日時までに電子入札システムから提出してください。（案件状況一覧にある「資格確認」の「確認申請提出」ボタンから提出します。）

なお、「誓約書」及び「法人役員名簿」については、郵送又は持参により原本を提出してください。

イ 書面により参加する場合

次の場所に郵送又は持参により、期日までに提出してください。

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部管財課資産活用班（担当：南出）

(4) 入札書提出の締切日時

第1回入札書提出日 令和2年9月8日(火)15時まで

※ 入札書の提出は、電子入札システムにより提出してください。

書面により入札書を提出する場合は、第1回入札書提出締切日時までに、入札事務担当所属が指定する下記(7)に記載する郵便局に「一般書留郵便又は簡易書留郵便」で「局留郵便」として提出をしてください。(提出方法は、下記(7)を参照してください。)

(5) 開札の日時

第1回入札書開札日 令和2年9月8日(火)15時10分

※ 入札書を提出された事業者で開札への立ち会いを希望される場合は、事前に入札事務担当所属へ連絡をしてください。

(6) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

令和2年9月14日(月)15時まで

落札候補者にあつては、入札実施後に5(4)及び(5)の書類を入札事務担当所属に提出していただきます。

また、提出した書類等について、説明等をお願いする場合があります。

(7) 書面による入札書の提出方法と指定する郵便局

【手順】

- ① 事前に入札事務担当所属に、「書面により入札に参加する」旨の連絡を入れてください。
- ② 競争入札参加資格確認申請書(紙入札用)等を提出してください。確認後、県から結果通知書を送付します。
- ③ 入札書提出締切日時までに一般書留郵便又は簡易書留郵便により、入札事務担当所属が指定する郵便局へ局留郵便で送付してください。

【指定する郵便局】

※ 封筒には、提出する「案件名」のほか、「局留めにする郵便局の郵便番号」、「同住所」、「受取人」及び「三重県庁内郵便局留」とする旨を記載してください。(下記「指定する郵便局の宛名等参照」)

また、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、令和2年8月31日(月)から入札書提出の締切日時までの間に指定する郵便局へ到着するように投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

(指定する郵便局の宛名等)

- ・ 指定する郵便局の郵便番号 : 514-8570
- ・ 指定する郵便局の住所 : 津市広明町13番地
- ・ 指定する郵便局 : 三重県庁内郵便局留
- ・ 受取人 : 受取人「三重県庁総務部管財課資産活用班」
- ・ 案件名 : 「県有財産(旧尾鷲警察署泉職員住宅敷地)の売却」
入札書在中

■ 入札に関する事務を担当する課・班

総務部管財課資産活用班 担当 南出
電 話 059-224-2137 F A X 059-224-2111

■ 契約に関する事務を担当する課・班

総務部管財課資産活用班 担当 南出
電 話 059-224-2137 F A X 059-224-2111

■ 調達システム利用登録申請を担当する課・班

三重県出納局会計支援課企画支援班
電 話 059-224-2772 F A X 059-224-2784

入札に際しての注意事項

- 1 本項目の(1)から(4)は参加資格、(5)から(7)は落札資格となります。
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (3) 次のいずれにも該当する者でないこと。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する者
 - ② 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ③ 自己、自社又は第三者の不正の利益等を図る目的、若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ④ 暴力団又は暴力団員に資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員
 - (4) 三重県電子調達システム（物件等）の利用登録をしている者であること。
 - (5) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - (6) 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下、「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - (7) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 2 落札候補者は、落札資格の確認のため、入札事務担当所属が指示する提出期限までに、次の書類を提出してください。
 - (1) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者及び三重県内に住所がある個人にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可）
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可）
- 3 本システムの入札案件に参加するためには、事前に電子調達システム利用登録申込手続が必要です。
- 4 入札価格は契約希望額としてください。（今回の入札は、土地の売買のため、消費税及び地方消費税は非課税です。）
- 5 契約事務担当所属は、必要に応じ資料等の提出を求めることができますものとします。
- 6 入札額同額による落札候補者が二人以上ある場合は、本システムを利用したくじ引きにて落札候補者を決定します。

なお、書面により入札に参加する事業者は、あらかじめ入札書に入札（見積）価格やくじ番号等必要事項を記載するものとし、開札の立ち会いを希望しない場合は、電子入札システムへの入札（見積）価格及びくじ番号登録を三重県職員に委任したものとみなします。
- 7 規則第71条の各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。

また、無効になる要件は、下記無効要件に該当する場合となります。

なお、落札候補者の落札資格の確認ができないときはその者の入札書は無効と取り扱います。

落札決定後の契約不履行は、落札停止要綱の対象となります。

（無効要件）

次に該当する入札については、その者の入札を無効とします。また、再度入札には参加できないものとします。

 - (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。（例：同じ事業者の本店、支店（営業所等）が同一案件に入札を行った場合）

- (3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
 - (4) 入札に際して談合等の不正があったとき。
 - (5) 入札保証金を納付する場合に、その額が規則第67条第1項に規定する額に満たないとき。
 - (6) 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。
 - (7) 入札者が提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をしたとき。
 - (8) その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
 - (9) 最低売却価格に満たない金額による入札をしたとき。
- 8 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生（再生）手続中の者のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査にかかる認定をうけている者（更生計画等の認可が決定されるまでの者に限る）が契約の相手方となるときは、契約金額の100分の30以上とします。なお、契約保証金については、契約代金に全額充当します。
- 9 契約締結権者は、落札者が、暴排要綱第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- 10 落札者は、契約の履行にあたって暴力団等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 契約事務担当所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- 11 契約締結権者は、落札者が10のイ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- 12 契約書の作成、提出については、規則第76条、第77条によります。
- 13 入札者が1者となった場合に入札を中止又は延期する場合があります。
- 14 入札者は、最初に行なった入札等の方式を変更（例：紙入札⇔電子入札）することはできません。
- 15 調達システムと入札説明書の表記に相違がある場合は、入札説明書の表記を優先するものとします。
- 16 入札説明書及び物件調書の内容と現地に相違がある場合は、現地を優先するものとします。
- 17 公告に記載がない事項については、規則に定めるところによります。